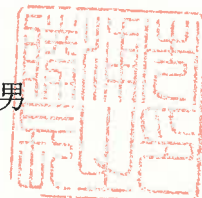


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 21 日

勝浦市長 猿 田 寿 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大楠地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 12 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 5 経営体

集落営農 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分にいますかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

○県営ほ場整備事業実施を契機として、地域の担い手に集積・集約化を図り、水田の適正な保全を図る。また、野菜・花き等転作作物の栽培は、地域の共同による営農組合組織で取り組み、農地の集積と低コスト化による生産性の向上を図っていく。

○新規就農者への集落ぐるみのサポート体制を整えることで定着を図り、後に続く新規就農者の確保・育成に繋げる。

○今後定年を迎える兼業農家が地域の担い手となり経営規模の拡大へとシフトしていきけるよう、積極的に働きかける。